

基発 0220 第 2 号
令和 8 年 2 月 20 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」について

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）第 2 条による改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 2 第 3 項において、通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する成分の情報が営業秘密に該当する場合には、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質に限って、その旨を譲渡等の相手方にあらかじめ明示した上で、当該成分の化学名における成分の構造等の一部を省略又は置き換えた化学名等（以下「代替化学名等」という。）を定め、これを通知することをもって成分名の通知に代えることができる旨定められた。さらに、同条第 8 項の規定に基づき、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため、必要な指針を定めることとされた。

これを踏まえ、今般、「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」を定め、2 月 20 日に公表したところである。

については、本指針の内容について了知するとともに、関係事業者に対し、代替化学名等の通知に当たって、関係法令及び本指針に基づく適切な対応が図られるよう周知徹底を図りたい。

なお、別紙のとおり関係団体に対し、その周知について協力を要請しているので了知されたい。

基発 0220 第 1 号
令和 8 年 2 月 20 日

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」について

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 33 号)第 2 条による改正後の労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 57 条の 2 第 3 項において、通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する成分の情報が営業秘密に該当する場合には、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質に限って、その旨を譲渡等の相手方にあらかじめ明示した上で、当該成分の化学名における成分の構造等の一部を省略又は置き換えた化学名等(以下「代替化学名等」という。)を定め、これを通知することをもって成分名の通知に代えることができる旨定められました。さらに、同条第 8 項の規定に基づき、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため、必要な指針を定めることとされました。

これを踏まえ、今般、別添のとおり「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」を定め、2月20日に公表したところです。

つきましては、代替化学名等の通知にかかる趣旨、内容等について御了知いただくとともに、会員の皆様に対し、関係法令及び本指針に基づく適切な対応が図られるよう周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

別記

FRP 防水材工業会
アクリル酸エステル工業会
インテリアフロア工業会
ウレタン原料工業会
エンブラ技術連合会
オール日本スーパーマーケット協会
オンラインマーケットプレイス協議会
カーボンブラック協会
コンクリート用化学混和剤協会
せんい強化セメント板協会
ダイヤモンド工業協会
ニッケル協会東京事務所
ポリカーボネート樹脂技術研究会
モノレール工業協会
ロックウール工業会
一般財団法人 F A 財団
一般財団法人エンジニアリング協会
一般財団法人マイクロマシンセンター
一般財団法人首都高速道路協会
一般財団法人食品産業センター
一般財団法人製造科学技術センター
一般財団法人石炭フロンティア機構
一般財団法人先端加工機械技術振興協会
一般財団法人大日本蚕糸会
一般財団法人日本カメラ財団
一般財団法人日本軸受検査協会
一般財団法人日本船舶技術研究協会
一般財団法人日本陶業連盟
一般財団法人日本溶接技術センター
一般社団法人 Hi-jet アスベスト処理協会
一般社団法人全国ガラス外装クリーニング協会連合会
一般社団法人日本アスベスト調査診断協会
一般社団法人日本医薬品添加剤協会
一般社団法人日本繊維状物質研究協会
一般社団法人日本舶用工業会
一般社団法人 ALC 協会
一般社団法人 EC ネットワーク
一般社団法人 JATI 協会
一般社団法人アルコール協会
一般社団法人カメラ映像機器工業会
一般社団法人コンクリートポール・パイル協会
一般社団法人セーフターインターネット協会
一般社団法人セメント協会
一般社団法人ソーラーシステム振興協会
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
一般社団法人プレハブ建築協会
一般社団法人マンション計画修繕施工協会
一般社団法人仮設工業会
一般社団法人家庭電気文化会
一般社団法人火力原子力発電技術協会
一般社団法人海洋水産システム協会
一般社団法人軽仮設リース業協会
一般社団法人軽金属製品協会
一般社団法人建設産業専門団体連合会
一般社団法人合板仮設材安全技術協会
一般社団法人産業環境管理協会
一般社団法人自転車協会
一般社団法人住宅リフォーム推進協議会
一般社団法人住宅生産団体連合会
一般社団法人潤滑油協会
一般社団法人色材協会
一般社団法人新金属協会
一般社団法人石膏ボード工業会
一般社団法人全国 LVL 協会
一般社団法人全国クレーン建設業協会
一般社団法人全国スーパーマーケット協会
一般社団法人全国建設業協会

一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会	一般社団法人日本サッシ協会
一般社団法人全国石油協会	一般社団法人日本ショッピングセンター協会
一般社団法人全国中小建設業協会	一般社団法人日本スーパーマーケット協会
一般社団法人全国中小貿易業連盟	一般社団法人日本ダイカスト協会
一般社団法人全国登録教習機関協会	一般社団法人日本タンナーズ協会
一般社団法人全国防水工事業協会	一般社団法人日本チタン協会
一般社団法人全国木質セメント板工業会	一般社団法人日本ねじ工業協会
一般社団法人全国鐵構工業協会	一般社団法人日本バルブ工業会
一般社団法人全日本建築士会	一般社団法人日本パレット協会
一般社団法人全日本工務店協会	一般社団法人日本ビルディング協会連合会
一般社団法人全日本航空事業連合会	一般社団法人日本フードサービス協会
一般社団法人送電線建設技術研究会	一般社団法人日本フルードパワー工業会
一般社団法人大手家電流通協会事務局	一般社団法人日本ベアリング工業会
一般社団法人大日本水産会	一般社団法人日本べつ甲協会
一般社団法人電気協同研究会	一般社団法人日本ボイラ協会
一般社団法人電気設備学会	一般社団法人日本ボイラ整備据付協会
一般社団法人電子情報技術産業協会	一般社団法人日本ホームヘルス機器協会
一般社団法人電池工業会	一般社団法人日本マリン事業協会
一般社団法人電力土木技術協会	一般社団法人日本リユース業協会
一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会	一般社団法人日本医療機器工業会
一般社団法人日本アスファルト合材協会	一般社団法人日本医療機器産業連合会
一般社団法人日本アスファルト乳剤協会	一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本アミューズメント産業協会	一般社団法人日本印刷産業機械工業会
一般社団法人日本アルミニウム協会	一般社団法人日本印刷産業連合会
一般社団法人日本アルミニウム合金協会	一般社団法人日本音響材料協会
一般社団法人日本エアゾール協会	一般社団法人日本化学工業協会
一般社団法人日本エルピーガスプラント協会	一般社団法人日本化学品輸出入協会
一般社団法人日本エレベータ協会	一般社団法人日本化学物質安全・情報センター
一般社団法人日本オーディオ協会	一般社団法人日本科学飼料協会
一般社団法人日本ガス協会	一般社団法人日本画像医療システム工業会
一般社団法人日本グラフィックサービス工業会	一般社団法人日本基礎建設協会
一般社団法人日本クレーン協会	一般社団法人日本機械工業連合会
一般社団法人日本くん蒸技術協会	一般社団法人日本機械設計工業会
一般社団法人日本ゴム工業会	一般社団法人日本金型工業会
	一般社団法人日本金属プレス工業協会

一般社団法人日本金属屋根協会	一般社団法人日本自動認識システム協会
一般社団法人日本空調衛生工事業協会	一般社団法人日本自動販売システム機械工業 会
一般社団法人日本経済団体連合会	一般社団法人日本写真映像用品工業会
一般社団法人日本計量機器工業連合会	一般社団法人日本照明工業会
一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会	一般社団法人日本硝子製品工業会
一般社団法人日本建設機械レンタル協会	一般社団法人日本食品機械工業会
一般社団法人日本建設機械工業会	一般社団法人日本食品添加物協会
一般社団法人日本建設業連合会	一般社団法人日本清掃技術者協会
一般社団法人日本建築材料協会	一般社団法人日本染色協会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	一般社団法人日本繊維機械協会
一般社団法人日本建築板金協会	一般社団法人日本船舶電装協会
一般社団法人日本絹人繊維物工業会	一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人日本工業炉協会	一般社団法人日本造船工業会
一般社団法人日本工作機械工業会	一般社団法人日本測量機器工業会
一般社団法人日本工作機器工業会	一般社団法人日本損害保険協会
一般社団法人日本港運協会	一般社団法人日本大ダム会議
一般社団法人日本航空宇宙工業会	一般社団法人日本鍛圧機械工業会
一般社団法人日本合成樹脂技術協会	一般社団法人日本鍛造協会
一般社団法人日本左官業組合連合会	一般社団法人日本中小型造船工業会
一般社団法人日本砂利協会	一般社団法人日本鑄造協会
一般社団法人日本在外企業協会	一般社団法人日本鑄鍛鋼会
一般社団法人日本産業・医療ガス協会	一般社団法人日本鉄リサイクル工業会
一般社団法人日本産業機械工業会	一般社団法人日本鉄鋼連盟
一般社団法人日本産業車両協会	一般社団法人日本鉄塔協会
一般社団法人日本私立医科大学協会	一般社団法人日本鉄道施設協会
一般社団法人日本試験機工業会	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
一般社団法人日本試薬協会	一般社団法人日本電化協会
一般社団法人日本歯車工業会	一般社団法人日本電機工業会
一般社団法人日本時計協会	一般社団法人日本電気協会
一般社団法人日本自動車タイヤ協会	一般社団法人日本電気計測器工業会
一般社団法人日本自動車機械器具工業会	一般社団法人日本電気制御機器工業会
一般社団法人日本自動車機械工具協会	一般社団法人日本電子デバイス産業協会
一般社団法人日本自動車工業会	一般社団法人日本電子回路工業会
一般社団法人日本自動車車体工業会	一般社団法人日本電設工業協会
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会	一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会
一般社団法人日本自動車部品工業会	

一般社団法人日本塗装工業会	一般社団法人日本旅客船協会
一般社団法人日本塗料工業会	一般社団法人日本猟用資材工業会
一般社団法人日本動力協会	一般社団法人日本臨床検査薬協会
一般社団法人日本道路建設業協会	一般社団法人日本冷蔵倉庫協会
一般社団法人日本銅センター	一般社団法人日本冷凍空調工業会
一般社団法人日本鳶工業連合会	一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会
一般社団法人日本内燃力発電設備協会	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタン ト会
一般社団法人日本農業機械工業会	一般社団法人農業電化協会
一般社団法人日本配線システム工業会	印刷インキ工業連合会
一般社団法人日本配電制御システム工業会	印刷工業会
一般社団法人日本舶用機関整備協会	押出成形セメント板協会
一般社団法人日本半導体製造装置協会	押出発泡ポリスチレン工業会
一般社団法人日本皮革産業連合会	欧州ビジネス協会医療機器・IVD 委員会
一般社団法人日本非破壊検査工業会	化成品工業協会
一般社団法人日本百貨店協会	可塑剤工業会
一般社団法人日本表面処理機材工業会	関西化学工業協会
一般社団法人日本病院会	吸水性樹脂工業会
一般社団法人日本分析機器工業会	協同組合資材連
一般社団法人日本粉体工業技術協会	協同組合日本飼料工業会
一般社団法人日本保温保冷工業協会	協同組合日本製パン製菓機械工業会
一般社団法人日本包装機械工業会	珪藻土活用推進全国協議会
一般社団法人日本縫製機械工業会	建設業労働災害防止協会
一般社団法人日本望遠鏡工業会	建設労務安全研究会
一般社団法人日本貿易会	建築物石綿含有建材調査者協会
一般社団法人日本防衛装備工業会	研削砥石工業会
一般社団法人日本民営鉄道協会	光触媒工業会
一般社団法人日本綿花協会	公益財団法人NSKメカトロニクス技術高度 化財団
一般社団法人日本綿業倶楽部	公益財団法人安全衛生技術試験協会
一般社団法人日本毛皮協会	公益財団法人工作機械技術振興財団
一般社団法人日本木工機械工業会	公益財団法人産業医学振興財団
一般社団法人日本溶接協会	公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会
一般社団法人日本溶接材料工業会	公益財団法人油空圧機器技術振興財団
一般社団法人日本溶接容器工業会	公益社団法人インテリア産業協会
一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
一般社団法人日本窯業外装材協会	
一般社団法人日本陸用内燃機関協会	

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会	触媒工業協会
公益社団法人産業安全技術協会	触媒資源化協会
公益社団法人自動車技術会	石油化学工業協会
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	石油連盟
公益社団法人全国解体工事業団体連合会	全国グラビア協同組合連合会
公益社団法人全国産業資源循環連合会	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
公益社団法人全国労働衛生団体連合会	全国トラックターミナル協会
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会	全国ミシン商工業協同組合連合会
公益社団法人全日本トラック協会	全国仮設安全事業協同組合
公益社団法人全日本病院協会	全国興行生活衛生同業組合連合会
公益社団法人全日本不動産協会	全国建設業協同組合連合会
公益社団法人日本サイン協会	全国建設労働組合総連合
公益社団法人日本セラミックス協会	全国自動ドア協会
公益社団法人日本プラントメンテナンス協会	全国自動車整備協業協同組合協議会
公益社団法人日本医師会	全国社会保険労務士会連合会
公益社団法人日本煙火協会	全国商工会連合会
公益社団法人日本化学会 環境・安全推進委員	全国醸造機器工業組合
公益社団法人日本建築家協会	全国製菓機器商工協同組合
公益社団法人日本建築士会連合会	全国製菓厨房機器原材料協同組合
公益社団法人日本作業環境測定協会	全国段ボール工業組合連合会
公益社団法人日本歯科医師会	全国天然木化粧単合板工業協同組合連合会
公益社団法人日本歯科技工士会	全国鍍金工業組合連合会
公益社団法人日本食品衛生協会	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
公益社団法人日本水道協会	全日本シール印刷協同組合連合会
公益社団法人日本精神科病院協会	全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会
公益社団法人日本洗浄技能開発協会	全日本プラスチック製品工業連合会
公益社団法人日本通信販売協会	全日本印刷工業組合連合会
公益社団法人日本保安用品協会	全日本革靴工業協同組合連合会
公益社団法人日本木材保存協会	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会
公益社団法人有機合成化学協会	全日本紙製品工業組合
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	全日本製本工業組合連合会
高発泡ポリエチレン工業会	全日本電気工事業工業組合連合会
合成高分子ルーフィング工業会	全日本木工機械商業組合
合成樹脂工業協会	全日本爬虫類皮革産業協同組合
硝子繊維協会	中央労働災害防止協会

天然ガス鉱業会	日本建築仕上学会
電機・電子・情報通信産業経営者連盟	日本建築仕上材工業会
電気事業連合会	日本顕微鏡工業会
電気硝子工業会	日本光学工業協会
独立行政法人労働者健康安全機構	日本光学測定機工業会
奈良県毛皮革協同組合連合会	日本工業塗装協同組合連合会
日本LPガス協会	日本工作機械販売協会
日本ウレタン建材工業会	日本鉱業協会
日本オートケミカル工業会	日本香料工業会
日本ガスメーター工業会	日本高圧ガス容器バルブ工業会
日本ガラスびん協会	日本高温断熱ウール工業会
日本グラフィックコミュニケーションズ工業 組合連合会	日本合板工業組合連合会
日本ゴム履物協会	日本産業洗浄協議会
日本スチレン工業会	日本酸化チタン工業会
日本ゼラチン・コラーゲン工業組合	日本歯磨工業会
日本ソーダ工業会	日本自動車車体整備協同組合連合会
日本チェーン工業会	日本自動車輸入組合
日本パーマネントウェーブ液工業組合	日本自動販売機保安整備協会
日本パウダーコーティング協同組合	日本室内装飾事業協同組合連合会
日本ビニル工業会	日本酒造組合中央会
日本プラスチック工業連盟	日本集成材工業協同組合
日本フローアポリッシュ工業会	日本商工会議所
日本ボイラー・圧力容器工業組合	日本硝子計量器工業協同組合
日本ポリオレフィンフィルム工業組合	日本食品洗浄剤衛生協会
日本メンテナンス工業会	日本真空工業会
日本圧力計温度計工業会	日本吹出口工業会
日本化学繊維協会	日本精密機械工業会
日本化粧品工業会	日本精密測定機器工業会
日本家庭用洗浄剤工業会	日本製薬工業協会
日本火薬工業会	日本製薬団体連合会
日本界面活性剤工業会	日本石灰協会
日本外壁防水材工業会	日本石鹼洗剤工業会
日本革類卸売事業協同組合	日本石鹼洗剤工業組合
日本機械鋸・刃物工業会	日本繊維板工業会
日本機械工具工業会	日本暖房機器工業会
	日本塗り床工業会

日本陶磁器工業協同組合連合会
日本内航海運組合総連合会
日本内燃機関連合会
日本難燃剤協会
日本肥料アンモニア協会
日本弗素樹脂工業会
日本無機薬品協会
日本木材防腐工業組合
日本輸入化粧品協会
日本溶剤リサイクル工業会
日本羊毛産業協会
日本浴用剤工業会
日本労働組合総連合会
クロップライフジャパン
発泡スチロール協会
普通鋼電炉工業会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
硫酸協会

通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針

通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針公示第1号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の2第8項の規定に基づき、通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針を次のとおり公表する。

第1 趣旨

近年、国内における化学物質による労働災害の大半は、特別規則による個別規制の対象とならない物質によるものとなっている。これは、ある化学物質が国によるリスク評価を経て規制対象に追加された場合であっても、事業者が当該物質の使用を中止した後に、危険性及び有害性を十分に確認せず規制対象外の物質を代替品として使用し、その結果、十分な対策が講じられずに労働災害が発生する事例が多発しているためである。

このような労働災害の発生を防止するため、国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Z7252（国際連合が策定した化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）に基づく化学品の分類方法。以下「日本産業規格Z7252」という。）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類。以下「GHS分類」という。）により危険性又は有害性が確認された化学物質（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の2第1項に規定する通知対象物（以下「通知対象物」という。))を製造し、又は取り扱う業務を行う事業者に対し、リスクアセスメント及び必要な措置の実施を義務付けている。事業者がリスクアセスメントを実施するにあたり、当該通知対象物の名称や危険性及び有害性等の情報が必要であることから、通知対象物を譲渡し、又は提供する者（以下「通知対象物譲渡者等」という。）に対しては、法第57条に規定するラベル表示や法第57条の2に規定する文書（以下「SDS」という。）の交付等を義務付けている。

今般、通知対象物の増加に伴い、今後、危険性又は有害性があると区分されたものの、その危険性及び有害性が相対的に低い化学物質も通知の対象となることから、リスクアセスメントの実施に支障がない範囲で、企業の営業秘密情報の保持を保証するべきとされていたところ、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）により、法第57条の2第3項において、一定の条件下で、成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項を定め、これを通知することにより、法第57条の2第1項に定める

成分に係る通知に代えることができることとされたところである。

本指針は、法第 57 条の 2 第 8 項の規定に基づき、通知対象物に係る代替化学名等の設定及び通知等の適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を規定したものである。

本指針は、事業者による自主的な安全衛生活動を促進するためのものであり、関係者は本指針の趣旨を踏まえつつ、化学物質による労働災害の防止に取り組むことが求められる。

第 2 定義

本指針における用語の定義は以下のとおりとする。

1 営業秘密

秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であって、公然と知られていないもの

2 代替化学名

法第 57 条の 2 第 3 項に規定する、化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名

3 代替有害性情報

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「則」という。）第 34 条の 2 の 6 の 3 に規定する、代替化学名等を通知しようとする成分に関する人体に及ぼす作用に関する情報（法第 57 条の 2 第 1 項第 4 号）

4 代替化学名等

代替化学名又は代替有害性情報

5 代替化学名等対象物質

「労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 6 の 2 の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの」（令和 8 年厚生労働省告示第 42 号。以下単に「告示」という。）に規定する化学物質

第 3 基本的考え方

通知対象物譲渡者等が SDS を交付等するに当たり、成分を通知することが原則であるが、GHS においては、企業の営業秘密情報の保持を保証するべきとされつつも、当該規定によって、作業や消費者の健康と安全、又は環境保護を危うくすべきではない、と明記されていることから、有害性が相対的に低い化学物質に限り、リスクアセスメントに影響がない範囲内で、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合には、当該成分の情報について代替化学名等の通知を認めることとするほか、次のとおり代替化学名等

の通知に係る基本的な考え方を定める。

- 1 第4の適用範囲の条件を満たす化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合のみ、成分名の通知に代えて代替化学名等の通知が認められ、それ以外の場合には、代替化学名等の通知は認められないこと。なお、代替化学名等の通知が認められる場合においても、代替化学名等は譲渡・提供先に必ず通知しなければならないこと。
- 2 営業秘密の保護が必要な場合であっても、労働者の安全衛生を確保する観点から、代替化学名等の使用によりリスクアセスメントに必要な危険有害性情報が適切に伝達されるようにすべきこと。
- 3 SDS上で、代替化学名等を通知した化学物質の成分の情報ごとに「営業秘密」であることを明示しなければならないこと。
- 4 代替化学名等の通知を行う者は、次の各号に掲げる対応を実施する必要があること。
 - (1) 第6の1で示す場合において、代替化学名等により通知した成分の情報を適切に開示すること。
 - (2) (1)の情報の適切な開示のため、第6の2に定めるとおり、成分の情報の開示を求めるための緊急連絡先を、当該化学物質の譲渡提供先に通知すること。

第4 適用範囲

本指針は、法第57条の2第3項の規定に基づき、化学物質の成分の情報が営業秘密に該当する情報である場合において、当該成分の情報について代替化学名等を用いる場合に適用する。代替化学名等を用いることができる法第57条の2第3項の厚生労働省令で定める化学物質は、告示で定めるものであり、法第57条の2第1項で定める通知対象物のうち、次の各号のいずれにも該当するものである。

- 1 次に掲げる物に該当しないもの
 - (1) 1, 4-ジクロロ-2-ブテン、鉛、1, 3-ブタジエン、1, 3-プロパンスルトン、硫酸ジエチル、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第381号。以下「令」という。）別表第3に掲げる物、令別表第4第6号に規定する鉛化合物、令別表第5第1号に規定する四アルキル鉛及び令別表第6の2に掲げる物
 - (2) 則第577条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める物
 - (3) 則第594条の2に規定する皮膚等障害化学物質等
- 2 次の(1)から(3)に掲げる国及び事業者が行うGHS分類に応じ、それぞれ(1)から(3)に掲げる当該分類の結果のいずれにも該当しない

い物

- (1) 生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性 有害性が区分されているもの（当該物質の含有量が混合物の有害性区分に影響を与える濃度（濃度限界）未満であることにより混合物としての有害性区分に該当しないものを除く。）
 - (2) 呼吸器感作性、皮膚感作性又は誤えん有害性、皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1に該当するもの
 - (3) 急性毒性 区分1、区分2又は区分3に該当するもの
- 3 当該化学物質の成分の含有量について、重量パーセントが日本産業規格 Z 7 2 5 2 に定める濃度限界未満である物（濃度限界が定められている有害性クラスに該当するものに限る。）

第5 代替化学名等による通知を行う場合の記載方法等

1 代替化学名等の記載方法

代替化学名等は、2の4要素のいずれか1つを一般名へ置換又は削除することにより設定する。ただし、構造が単純である等の理由により、1要素のみの置換又は削除では化学物質の成分の情報が特定されるおそれがある場合には、2要素までの置換又は削除を認める。

2 名称構成要素の取扱い

代替化学名を設定する際は、化学名を構成する次に掲げる4つの要素のいずれかを一般名への置換又は削除により設定する。

- (1) 母体化合物の構造
- (2) 対イオンの構造及び数
- (3) 立体異性体の情報
- (4) 母体化合物又は他の置換基に結合する置換基の構造、数及び位置

ただし、置換位置番号や母体化合物の置換基の位置番号及び数は削除し、その他の詳細情報については一般名への置換を原則とする。

3 代替化学名により化学物質の成分の情報が特定されるおそれがある場合の取扱い

代替化学名等の記載は1及び2の方法が原則であるが、2要素の置換又は削除を行ってもなお、当該代替化学名に該当する構造を有する代替化学名等対象物質の種類が少ない等の理由により、化学物質の成分の情報が特定されるおそれが高い場合に限り、当該成分について、法第57条の2第3項の規定に基づき代替有害性情報を通知することで法第57条の2第1項及び第2項の規定による通知に代えることができる。

4 留意事項

- (1) 代替化学名の設定に当たっては、危険性及び有害性との関連性が理解できるよう配慮することが望ましいこと。
- (2) 代替化学名の使用により危険性及び有害性が労働者に正しく伝達されないおそれがある場合には、代替化学名の使用を避け、可能な範囲で正確な化学物質の成分の情報を通知するよう努めること。
- (3) 代替化学名の設定は、労働者の安全衛生の確保と営業秘密の保護を両立させる観点から運用すること。

第6 医療上の緊急事態等における情報開示

- 1 代替化学名等の通知を行う者は、次の(1)又は(2)に掲げる当該化学物質による健康障害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に依じて、それぞれ(1)又は(2)に定めるところにより情報の開示を行うこと。
 - (1) 医師による診断、治療のために必要があるとして当該医師が求める場合
代替化学名等により通知した成分の情報を直ちに開示すること。
 - (2) 産業医又は法第13条の2第1項に規定する医師による労働者の健康管理のために必要があるとして当該医師が書面で求める場合
その目的に必要な範囲において、代替化学名等により通知した成分の情報に係る秘密が保全されることを前提として、当該成分の情報を速やかに開示すること。
- 2 代替化学名等の通知を行う者は、1(1)に定める場合において、医師(医師による指示を受けた者を含む。)が代替化学名等により通知した成分の情報の開示を求めるための緊急連絡先(当該者が、1(1)に定める情報の開示を行う業務を他の者に委託する場合には、当該受託者の緊急連絡先。第7において同じ。)を、当該化学物質の譲渡提供先に通知すること。

第7 その他留意事項

- 1 通知対象物譲渡者等から通知対象物について代替化学名等を設定して譲渡又は提供を受けた者であって、第三者に当該通知対象物を更に譲渡又は提供する者は、以下のいずれかをもって法第57条の2第1項又は第2項の規定による通知に代えることができること。
 - (1) 通知を受けた代替化学名等をもって当該通知対象物を第三者に譲渡又は提供する場合
当該第三者に対し、あらかじめ当該通知対象物の成分について、代替化学名等の通知を受けた旨を示した上で、通知を受けた代替化学名等を

通知すること。この場合、当該代替化学名等を設定した通知対象物譲渡者等から通知された緊急連絡先も併せて通知すること。

(2) 新たに代替化学名等を設定して当該通知対象物を第三者に譲渡又は提供する場合

当該第三者に対し、当該通知対象物の成分について営業秘密であることをあらかじめ明示した上で、代替化学名等を定め、これを通知すること。

- 2 代替化学名等の通知を行う者は、開示請求に応じるため、代替化学名等その他の情報を当該通知から5年間保存しなければならないこと。当該情報の保存期間中に事業を廃止しようとするときは、遅滞なく、電子メールの送信または電磁的記録媒体等をもって調製するファイルの提出により、当該情報を代替化学名等の通知を行う者の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に引き渡すものとする。
- 3 則第24条の15に規定する特定危険有害化学物質等（化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（通知対象物を除く。））について、化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名等による通知を行う場合は、本指針に準じて取り組むよう努めること。